

志木市立中学校の部活動方針

平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、同7月に埼玉県教育委員会が運動部活動だけではなく文化部活動も含めた「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を公表しました。これらの趣旨を踏まえ、「志木市立中学校の部活動方針」を策定しました。



部活動の意義

- 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加によって行われます。
- 部活動は、生涯にわたり、スポーツや文化を親しむための基礎・基本を身につけます。
- 部活動は、同じ目的を持った生徒が互いに技能や知識を高め合い、社会性をはぐくみます。

休養日・活動時間

休養日

- 週2日以上**の休養日を設けます。
 - ・平日1日以上、週休日（土・日）1日以上を休養日とします。
 - ・休養日が確保できなかった場合は、他の日に休養日を振り替えます。
- 長期休業日（夏季・冬季）は、**連続した1週間程度の休養日（オフシーズン）**を設けます。

活動時間

- 平日は**2時間程度**の活動とします。朝練習は含みません。
- 休日（週休日、祝日、長期休業中）は**3時間程度**の活動とします。

<通常時の活動例>

▼日曜と水曜に休養日を設定した場合の最大活動時間

日	月	火	水	木	金	土
休	2h	2h	休	2h	2h	3h

▼日曜に練習試合があり、休養日を平日に振り替えた場合

日	月	火	水	木	金	土
試合	休	2h	2h	休	2h	3h

活動の例外

- 校長の承認によって、年間4回の大会及びコンクールにおいて、その開催日の前2週間（定期テスト前の部活動停止期間は除く）に限り活動することができます。ただし、1週間の活動時間の上限を16時間程度とします。
- 上記の4回の大会及びコンクールについては、部活動ごとに、各校の顧問が校長と協議し決定します。
- 上位大会（県大会以上）に出場する場合は、校長の承認のもと、活動することができます。
- 校外で練習試合等を行う場合の練習時間は、校長の承認のもと、生徒の健康に十分配慮し過度な活動にならないようにします。

<例外時の活動例>

▼上限16時間を振り分けたい例

日	月	火	水	木	金	土
3h	2h	2h	2h	2h	2h	3h

▼休養日を1日設定し、16時間を振り分けたい例

日	月	火	水	木	金	土
3h	3h	2h	2h	休	3h	3h

部活動への加入

- 希望加入制**とします。スポーツや文化、科学等に親しみ、生涯スポーツや学習の基盤となることから、積極的に部活動に参加しましょう。

